

判決要約目録 (2005年掲載分)

特・実 侵害訴訟

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード	
侵害	技術的範囲	100①, 102①, 実27①, 29①	控訴人の主張中一部を容認し、原判決中、控訴人敗訴部分を変更し、被控訴人のその余の請求を棄却した	平15(ネ)1901号 平15. 10. 29	1-1	実用新案権, 特許権, 損害賠償請求権, 差止請求権
		70・100, 改正前 102-2	専用実施権を設定した特許権者の差止請求権を認めなかった原判決を取り消し、その他、技術的範囲、間接侵害の事実を認め、権利濫用の抗弁を排斥し、原審原告の主張する請求をすべて認容した	平15(ネ)1223号 平16. 2. 27	1-24	特許権の本質, 間接侵害, 技術的範囲, 権利濫用
		70①, 70②	「コーティング層」は粒子表面がほぼ完全に覆われていることまで要するものではない等を理由とし、侵害成立を認めた	平14(ワ)6178号 平16. 5. 7	2-13	技術的範囲, 明白な無効理由, 共同不法行為
		(一部旧法) 29①・②, 36③, 65①, 70, 123①-3	被告製品について、原告特許が無効である旨の主張を拒けつつ、原告特許権を侵害すると判断された	平13(ワ)1334号 平16. 9. 30	2-23	特許発明の技術的範囲, 特許の無効, 学術用語, 補償金請求権
		70①, 102①	被告製品に「ポリグリセリン縮合リシノール酸エステル」が含まれていると判断され、侵害成立が認められた	平15(ワ)19926号 平16. 11. 17	4-9	技術的範囲, 損害額
		29①, 29②, 100, 197, 79	差止め請求権不存在確認請求が特許権1に対しては棄却され、特許権2に対しては認容された	平15(ワ)19324号 平17. 2. 10	9-1	差止め請求権不存在確認請求, 権利の濫用, 技術的範囲, 粒径, アミノ酸, 先使用权, 事業の準備, 詐欺行為, 事情説明書
		70	被告製品は、水晶振動子に関する本件特許発明の構成要件を充足するとして、被告らの侵害が認容された	平15(ワ)3552号 平17. 4. 8	12-1	技術的範囲
	その他	2③, 29①-3, 民719	洗面台等のキャビネットの背面に設けられた点検口への蓋の取付方法が物の生産方法と単純方法のいずれの発明であるかで争われ、後者と判示された	平15(ワ)860号 平16. 4. 27	2-10	単純方法発明, 権利の濫用, 民法719条, 侵害教唆
		98①-2	専用実施権の譲渡が錯誤でなく有効とされた	平15(ワ)6750号 平16. 10. 17	2-27	専用実施権の譲渡
		125, 168②, 民709	被控訴人が「採光窓付き鋼製ドアの製造販売の差止等」を求める仮処分を申し立て、仮処分命令を得てその執行をしたことについて、過失が認められた	平16(ネ)648号 平16. 10. 15	3-13	仮処分命令, 不法行為, 損害賠償, 故意過失, 特許無効審決, 進歩性
		102②	特許権の侵害を認め、権利濫用の抗弁を排斥し補償金請求及び損害賠償請求を認めた事件	平13(ワ)1334号 平16. 9. 30	4-3	特102条2項の利益の額
		民709, 特100①, 123①-2	特許が無効理由を有することを理由に本案訴訟が棄却された場合において、仮処分の執行により発生した損害の賠償を命じた	平16(ネ)2722号 平17. 1. 31	9-3	仮処分, 損害賠償, 権利の濫用, 無効理由
		35③, ④	原告は、特許権の持分移転登録と、損害賠償請求をした所、特許権の持分移転登録の請求は棄却され、予備的請求の損害賠償請求が容認された	平13(ワ)17772号 平16. 1. 30	1-19	中間判決, 職務発明, 相当の対価, 予備的請求, 独占の利益
非侵害	技術的範囲	70, 36⑤-2 (平2改正法)	被告による液晶組成物の製造販売の差止め等を求めた特許権侵害差止等請求が棄却された	平14(ワ)25696号 平16. 2. 20	1-21	第三成分の追加, 無効理由, 権利濫用
		70①, 101-1・2号	出願経過等も参酌すると、被告の製品は、原告の特許権を侵害しないとする被告の主張が認められた	平15(ワ)16055号 平16. 5. 28	2-17	一般的定義, 特許請求の範囲の記載, 均等, 出願経過, 第1要件, 第5要件

非侵害	技術的範囲	70	本件発明「小物物品検査装置」に関する特許権について侵害差止等請求が棄却された	平16(ネ)1042号 平16. 10. 8	2-25	均等論 非本質的部分
		46①, 29②, 123①-2, 70	本件発明「平面状光ファイバユニット」に関する損害賠償等請求が棄却された	平15(ワ)2101号 平16. 10. 29	4-8	出願変更の適法性, 進歩性, 明白な無効理由, 権利濫用, 技術的範囲
		70	スパッタリングに用いた金属重量と基体面積から算出した被告製品の薄膜中間層の厚さは, 本件発明の構成要件を満たさない, として棄却された	平14(ワ)10511号 平16. 10. 21	6-2	技術的範囲, 均等論
		70①, 100①および②, 民709	被告製品は原告の特許を文言上または均等上侵害するとして求めた, 原告の差止請求等が棄却された	平16(ワ)3640号 平16. 12. 21	7-2	作用効果の同一性, 設計上の微差, 設計的事項, 均等, 第5要件, 意識的除外
		70等	作用的機能的表現で表された発明の構成が, 明細書に開示された具体的構成に限定解釈されて, 特許権侵害差止等請求が棄却された	平15(ワ)19733号 平16. 12. 28	7-6	作用的機能的な表現, 技術的範囲, 明細書の記載, 権利の濫用
	推定過失不適用	104	被告の輸入販売する製品について新規物質ではないとして法104条の推定規定が適用されず, 差止請求が棄却された	平13(ワ)3764号 平15. 11. 26	5-3	生産方法の推定, 目的物が新たな価値を伴った物かどうか, 新規物質
	その他	29②, 101-1, 123, 126	進歩性欠如の明らかな無効事由があり, 権利の濫用に当たるとして, 特許権「偏向コイルの巻線機および圧着用導電性部材」に基づく差止請求等が棄却された	平10(ワ)10031号 平16. 3. 4	1-25	補償金請求, 訂正審判, 無効審判, 間接侵害, 権利濫用, 動機付
		29②	無効審決が未確定である特許権についてなされた侵害訴訟において, 当該特許権には特29条2項違反の明らかな無効理由があり権利の濫用に当たるとして, 特許権に基づく差止請求及び損害賠償請求が何れも棄却された	平14(ワ)5107号 平15. 12. 25	2-3	権利の濫用, 無効理由, 進歩性, 訂正請求, 無効審決, 審決取消訴訟
		126・127・78	被告が原告の訂正審判の請求に承諾をしなかったことは, 原告と被告との間の通常実施権を許諾する旨の契約の違反にならず, また, 信義則違反及び権利濫用にも該当しないとして, 原告の請求が棄却された	平15(ワ)26297号 平16. 4. 28	2-12	訂正審判請求の承諾義務, 通常実施権設定登録の抹消手続
		29①-3, ②	ナイフの加工装置に係る特許権による権利行使が, 新規性違反および進歩性違反の無効理由があることが明らかであるとして権利の濫用とされた	平13(ワ)9403号 平16. 10. 21	4-6	権利の濫用, 新規性, 進歩性
2③, 100, 民719		マンホール鉄蓋交換工法の発明が物を生産する方法の発明であることを前提に, パンフレットの配布などの被告行為の差止等を求めた原告特許権者の主張が, 単なる方法の発明であり, 被告行為は特許発明の実施に該当しないと判断され, 斥けられた事件	平16(ワ)9208号 平16. 8. 17	5-1	物を生産する方法の発明, 方法の発明の実施, 教唆・幫助, 差し止め, 共同不法行為	
民709, 特104の2 本文, 民2, 51・128	特許権を有する反訴被告が反訴原告に対して特許権侵害を理由とする訴訟を提起した行為について, 反訴原告が反訴被告に対して損害賠償を請求したが棄却された	平16(ワ)11487号 平17. 2. 25	9-5	損害賠償, 権利の濫用, 裁判を受ける権利, 無効理由, 訂正審決, 処分権主義		

特・実 審決取消訴訟

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
進歩性関連	29②	本件発明「歌唱箇所指示方法」について進歩性判断に誤りがあるとして審決を取り消した	平15(行ケ)218号 平15. 11. 18	1-3	周知技術, 特許出願当時の技術水準, 当業者が容易に想到
	29②	周知技術認定の根拠として掲げる各文献の記載を考慮しても, 本願発明の構成要件の一部が, 本件特許出願時において周知技術に属していたと認めることはできないとして, 拒絶審決が取り消された	平15(行ケ)165号 平15. 11. 19	1-4	周知技術, 周知技術認定の基礎, 証拠の技術的意義
	178 I	無効審判不成立の審決後に特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正審決が確定した場合において不成立の審決を適法として審決取消を棄却した	平13(行ケ)480号 平16. 1. 22	1-5	審決取消訴訟 訂正
	29②	引用例は, 有機炭素量 (TOC) 値を本願発明の規定値以下とすることが, 本件優先日前の技術水準からみて, 当業者が容易に想到し採用し得る水準をはるかに超えており, かつ, 顕著に優れた水準であることを示しているとして, 拒絶審決が破棄された	平14(行ケ)418号 平15. 12. 10	1-10	パラメータ

進歩性関連	29②	本件発明「キースイッチ装置」に関して、特許を取り消す旨の異議決定が取り消された	平14(行ケ)580号 平16. 3. 30	1-30	進歩性 技術認識誤認
	29①・②	液体リンス溶剤による部品のリンス等が引用発明1に示唆されていないとした認定は、技術常識を考慮に入れなかったことによる誤りであるとして、特許維持決定が取消された	平14(行ケ)262号 平16. 4. 8	1-32	新規性・進歩性の判断、本件発明と引用発明との相違点
	29②	本件発明「ポンピングカセットを使用する腹膜透析システム」に対する特許異議決定により取り消された請求項の一部の取消が請求項に記載の文言解釈を誤ったとして、取り消された	平15(行ケ)149号 平16. 4. 14	1-33	異議、訂正、進歩性、一部取消
	29②	複数の引用例を組み合わせることに阻害要因があるので本願発明は進歩性を有するとの原告の主張を斥けて、拒絶審決が維持された	平15(行ケ)256号 平16. 4. 26	1-34	進歩性、阻害要因、周知
	29②	「可変容量圧縮機」にかかる特許に対する無効審決(進歩性欠如)が維持された	平15(行ケ)227号 平16. 9. 28	2-20	進歩性、課題等の相違、同一の技術分野、適用の容易性、作用効果
	29②, 36④	「アラキドン酸を含む真菌油」に関する特許が特許異議手続で取り消されたため、特許権者が異議決定の取消を求めた。請求は棄却されたものの、明細書の記載不備に関する特許庁の判断の誤りは認められた	平15(行ケ)467号 特許取消決定取消請求事件 平16. 10. 6	2-24	明細書の記載不備、進歩性
	29②	発明「光学読取装置」について、異議決定が取消された	平14(行ケ)533号 特許取消決定取消請求事件 平16. 4. 20	3-1	異議決定、取消、訂正、進歩性
	29②	名称を「ガソリンエンジン用燃料油」とする本件特許を取消した異議決定に対する原告特許権者の不服申立てが容認された	平14(行ケ)362号 平16. 5. 31	3-3	進歩性
	29-2	引用発明の認定に瑕疵があると主張したが認められなかった	平16(行ケ)31号 平16. 9. 22	3-11	進歩性、引用発明
	29②・ 改正前40	発明の名称「電池用缶および該缶形成材料」の特許について、容易想到性及び要旨変更に関する原告の主張を認めた(被告が特許権者)	平15(行ケ)404号 審決取消請求事件 平16. 10. 28	3-14	進歩性、要旨変更
	29②	自動車の電動パワーステアリング装置に関する特許発明について進歩性を否定した無効審決が維持された	平15(行ケ)163号 平16. 6. 24	4-2	進歩性
	126④	審決には引用発明との相違点および進歩性の判断に誤りがあるとして、「コンディショナーの製造方法」の特許についての訂正審判が成り立たない旨の審決が取り消された	平15(行ケ)106号 平16. 10. 13	4-4	進歩性 訂正審判 独立特許要件
	29②	審決による引用発明の認定には誤りがあり、その誤りが審決の結論に影響を与えるとして、拒絶審決が取消された	平15(行ケ)396号 平16. 10. 19	4-5	「引用発明の認定の誤り」
	29②	本件発明「ディスクプレーヤのための振動吸収システム」の特許についての異議決定が取り消された	平14(行ケ)226号 平16. 1. 30	5-4	一体物 モジュール
	29②	原告の主張は、その前提として特許請求の範囲に記載されていないことを本件発明の構成とするものであり採用できないとして取消決定が維持された	平13(行ケ)596号 平16. 6. 24	6-1	請求範囲記載の発明、構成要件
	29①-2, 29②, 126 ②・③・④	原告が求めた特許無効審判において、請求は成り立たないとされた審決の決定の取消を求めた裁判にて、その審決が取消された	平15(行ケ)252号 審決取消請求事件 平16. 12. 24	6-3	発明の要旨、訂正請求、請求の範囲の減縮、独立特許要件、公然実施、進歩性
	29②	情報キャリアに関する本願発明と引用例との相違点につき、本願発明の技術分野において周知の技術思想であったと認めることができず、進歩性を否定した拒絶審決が取り消された	平16(行ケ)276号 平17. 3. 1	6-5	進歩性 技術分野
	29②	構成要件の一つである固定棚が、単一の部材で構成されたものに限定されるのかあるいは複数の部材を一体化したものも含むのが争われ、後者であるとされた	平15(行ケ)587号 平16. 11. 8	7-1	進歩性
	29の2	本件発明「コレットチャック」に関する拒絶審決が維持された	平16(行ケ)149号 平16. 12. 24	7-7	特29条の2の先願、周知技術
	29①-3	本件発明と刊行物1に記載された発明の相違点は実質的な相違ではないから本件発明は刊行物1に記載された発明であるとして特許を取消した審決が取消された	平15(行ケ)542号 異議2001-70284号 平16. 11. 29	8-1	インクジェットインク、分散剤、一義的に明確、技術常識、同一発明

進歩性関連	29②	本件発明「工具保持具」の特許についての審決が取り消された	平15(行ケ)311号 平16. 11. 25	8-2	進歩性 共通の技術課題 同一の技術分野
	29②	「洗車機」にかかる特許発明について、「公然実施発明及び刊行物に基づいて容易に想到できる」とした審決が維持された	平16(行ケ)105号 審決取消請求事件 平17. 1. 20	8-4	進歩性, 公然実施
	29②	吸収物品に関する特許につき拒絶査定を受け, これに対して審判を請求したものの, 進歩性なしとして請求は成り立たないとの審決がなされたため, 審決取消訴訟が提起された。裁判所は, 引例との相違点の一つである「中間層」についての判断の誤りを理由に原告の請求を認容した	平16(行ケ)29号 平16. 12. 16	8-5	進歩性, 相違点の判断の誤り, 中間層, 液体安定層
	第29②	間柱のない構築用パネルを要件とする本願発明を, 間柱のある実施例を有する引用発明でなした拒絶審決の取消請求を棄却した	平16(行ケ)103号 平16. 12. 20	9-7	引用発明の要旨, 明細書全体の記載, 進歩性
	29②, 113-2	特許発明「遊技機」の請求項1に対する特許取消決定が維持された	平16(行ケ)159号 平17. 1. 26	11-2	容易想到性
	29②	名称を「回路接続用フィルム状接着剤及び回路板」とする特許の取消決定が, 進歩性の判断を誤ったとして取り消された	平17(行ケ)10091号 平17. 4. 12	12-2	進歩性, 数値限定
その他	29①-3	原告自身の公開公報である刊行物1に記載された膨大な物質の組合せのなかに, 本発明1に相当する組成物が記載されているとされた	平14(行ケ)524号 平15. 12. 25	1-13	発明構成要件, 選択発明の 用件
	36⑤-2	特許請求の範囲の記載が発明の構成に欠くことのできない事項のみを記載したもといえないとされた	平15(行ケ)113号 平16. 3. 11	1-27	意味不明の発明構成要件
	167	先の審決が無効不成立として確定登録されると, 後の審判において, 一般技常識を立証するための新たな証拠を提出することができない	平15(行ケ)43号 平16. 3. 23	1-28	同一の事実 同一の証拠
	126①	本件発明「食パンの分割供給方法」に関して, 特許無効審判請求は成り立たない旨の審決が支持された	平15(行ケ)304号 平16. 4. 28	1-35	無効審判 訂正請求 訂正審判
	29①-1・2, 123①-6	公知公用冒認を理由とする審決取消訴訟においてかかる事実が認められないとした	平14(行ケ)214号 平16. 5. 11	1-36	公知公用, 冒認
	29①	本件特許「風味持続性に優れた焼き菓子の製造方法」に基づく特許権の無効審判請求に対する維持審決が, 当該特許に係る発明の数値限定に関する臨界的意義を検討していないとして取り消された	平13(行ケ)67号 平16. 4. 28	2-5	新規性, 数値限定の臨界的 意義
	29①-1・3	発明の名称「検体採取用試験管準備方法及び装置」の特許に係る発明が記載された特許出願日前から存在した仕様書について, 公知性・頒布刊行物性を否定した	平13(行ケ)466号 審決取消請求事件 平16. 2. 27	2-8	刊行物性 公知性
	旧特126 ①ただし 書	本件特許「複室容器」に関する特許取消決定取消請求事件について原告の請求が認容された	平14(行ケ)358 平16. 5. 19	2-14	特許異議申立て, 訂正の要件, 明細書記載事項の範囲 基準明細書, 裁判所に顕著な事実
	53①	「所定の条件が成立したとき」との補正が明細書の要旨を変更するとして補正却下審決が支持された	平14(行ケ)124号 平16. 5. 26	2-15	明細書に記載のない事項 補正却下
	36③(昭和 60年法)	回路の一部が不明瞭であるとの理由で実施可能要件違反とした拒絶審決が取り消された	平15(行ケ)159号 平16. 9. 28	2-21	実施可能要件, 電子回路, コンパレータ, 周知性
	29①-2	本件発明「スズ-鉛電気メッキ溶液とメッキ方法」に関して, 特許無効審判請求を棄却する審決が取り消された。公然実施発明か否かが争われた	平14(行ケ)196号 平16. 6. 7	3-5	公然実施発明 新規性 サンプル供与
	旧特36③ および④ -1, ④-2	本件特許「水分取り込みの低減されたチューインガム組成物およびその製法」に基づく特許権の無効審判請求に対する維持審決が, 発明の詳細な説明を考慮する範囲を超えて, 特許請求の範囲の記載を無視してこれを解釈するものであるとして取り消された	平13(行ケ)182号 平16. 6. 22	3-6	記載要件
	17の2 第②, 17②	審査での明細書の補正が, 出願当初明細書の範囲内でないとの理由で拒絶した審決を, 違法として取消した	平16(行ケ)4号 平16. 6. 28	3-7	明細書に記載した範囲 構成要件の削除と技術的 必然性
29②	携帯電話等に利用されている「分波器」の発明に関し, 特許請求の範囲に記載された用語を広義に解釈して引用発明との一致点を認定した審決が取り消された	平14(行ケ)638号 平16. 6. 16	4-1	特許請求の範囲の記載	

そ の 他	44, 126	特許発明「スロットマシン」に対する特許異議の申立において訂正が認められ、維持された特許に対する無効審決を支持した審決取消請求事件	平15(行ケ)580号 平17. 2. 15	9-2	訂正請求 分割出願 遡及効
	36④, 29 柱書き, 29②	「発明」とは、目的とする技術効果を挙げることができるものであることが必要であり、そのような技術効果を挙げることができないものは発明として未完成であって、特許権者自らが技術効果を証明できない場合には特許を受けることができない	平15(行ケ)166号 平17. 1. 8	9-6	記載要件
	29①柱書き	発明未完成、進歩性欠如などを理由とする無効審判の請求は、成り立たないとした審決が取消された	平15(行ケ)166号 平17. 1. 18	10-1	発明未完成 関係条文
	126	訂正審判の審決において、一致点の認定の誤り・相違点の看過があり、審決の結論に影響することが明らかとして、審決が取り消された	平15(ケ)293号 平16. 12. 9	11-1	訂正審判、一致点の認定、 相違点の看過

特・実 その他

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
職 務 発 明 他	35, 民166・167	特許を受ける権利の譲渡の有無、原告が受けるべき相当対価請求権についての消滅時効の起算点等が争点となったが、原告の請求（不法行為に基づく損害賠償・不当利得の返還、相当対価請求）はいずれも棄却された	平14(ワ)5323号 平15. 11. 27	1-6	職務発明、特許を受ける権利の譲渡、相当の対価、消滅時効、消滅時効の起算点
	35, 法例7①	職務発明に係る外国の特許を受ける権利の譲渡契約については、日本法が準拠法となるとして、1審判決を取消した	平14(ネ)6451号 平成16. 1. 29	1-18	職務発明、準拠法、包括的 クロスライセンス契約
	35③・④	特許法35条3項による「相当の対価」の請求を一部認容した原判決がほぼ支持された	平15(ネ)4867 平16. 4. 27	3-2	職務発明
	73③, 35	本件考案に係る実施許諾ないし登録を受ける権利の一部譲渡に対する対価の支払等を内容とする無名契約に基づく対価の請求及び職務発明等に基づく対価の請求が認容された	平15(ネ)2747号 平16. 9. 29	3-12	無名契約 譲渡対価 職 務発明
そ の 他	98, 民94, 110	原告は被告との間で代物弁済予約の合意をしたことはなく、特許権は移転していないとして、原告の特許権移転登録等の抹消登録手続請求が認められた	平15(ワ)11226号 平16. 9. 15	5-2	特許権の移転登録、専用実 施権の設定登録、代物弁済 契約、譲渡の意思表示

意匠 審決取消訴訟

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
審 決 取 消	3①-3, 48	意匠登録の無効審判の審決取消訴訟であり、審決が類似と判断したのに対して、判決は審決の認定した共通点はほぼありふれており差異点がそれぞれの意匠において異なった意匠的效果を有し、両意匠は看者に対して異なった美感乃至美的印象をもたらすとして審決を取り消した	平15(行ケ)398号 平16. 3. 31	1-31	類似 美的印象 意匠的效果
	10①	本願意匠（物品「コンパクト」、部分意匠）は、本件本意匠（部分意匠）に類似するものではなく、意匠法10条1項に該当せず、意匠登録を受けることができないとした審決が支持された	平17(行ケ)10227号 平17. 4. 13	10-5	部分意匠、関連意匠、意匠 の類否

商標 侵害訴訟

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
侵 害	36・37	フランチャイズ契約書に押印された代表者印の同一性と事実情況に照らして契約の存在を認め、原告の主張を全面的に認容した	平15(ワ)26184号 平16. 4. 28	2-11	契約締結の有無、使用差 止・廃棄請求
非 侵 害	36	原告が有する登録商標の類似範囲での権利行使に基づいて被告ら各標章の使用差止めと廃棄等を求めることは、権利の濫用に当たるとして、商標権侵害差止等請求が棄却された	平8(ワ)14026号 平15. 12. 26	1-16	類似範囲の商標権行使・権 利の濫用
	26①-1, 不競2①-1, 12①-2	社名の英語表記である標章「KITAMURA MACHINE WORKS CO., LTD.」の使用は、標章「KITAMURA」の使用を禁止する合意違反および不正競争防止法違反とはならない	平15(ワ)10016号 平16. 5. 28	2-16	社名の英語表記 標章の単独使用
	2①-1, 商38③	国際団体の日本における事務担当者が有する登録商標に類似する標章の使用に対する損害賠償請求が棄却された	平14(ワ)20611号 平16. 6. 11	2-26	代理、商品等表示、使用許 諾契約

非 侵 害	37-1	控訴人の有する商標権に基づく差し止め及び損害賠償請求を棄却した原判決を支持し、控訴を棄却した商標権侵害差止等請求控訴事件	平16(ネ)768号 (原審・東地 平8(ワ)14026号) 平16. 12. 21	7-4	権利の濫用
-------	------	--	---	-----	-------

商標 審決取消訴訟

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
審 決 取 消	4①-11, 13②, 特34④	出願人名義変更手続きがなされなかったため商標法4条1項11号の拒絶理由が解消せずになされた拒絶査定不服審判の審決(請求不成立)が維持された	平15(行ケ)445号 平16. 1. 26	1-17	出願人名義変更
拒絶・無効・異議	3①-6	「被服、履物」を指定商品とする「ベアー」商標は、自他商品識別機能を有せず、自他商品識別力を獲得した特段の事情も無いから、商標法3条1項6号に該当するとして、識別力があるとした無効審判の棄却審決が取り消された	平15(行ケ)42号 平15. 11. 27	1-7	自他商品識別力
	4①-11	出願商標「Dr.Rath's Vita-C」の「Vita-C」の部分が自他商品識別力を発揮するとして拒絶審決に対する審決取消訴訟において請求が認容された	平15(行ケ)第380号 平16. 3. 9	1-26	分離観察, 自他商品識別力
	4①-11	「コーヒー、茶」等を指定商品として出願した「Afternoon tea」という商標が、「午後の紅茶」と「AFTERNOON TEA」の文字を含む引用登録商標AおよびBに類似するとして査定を維持した審決の取消請求が棄却された	平15(行ケ)499号 審決取消請求事件 平16. 3. 29	2-4	周知の商標, 周知性, 観念上類似, 外観上類似, 識別力, 類似の度合い, ハウスマーク
	4①-19, 46	本件商標は、引用商標と類似するとしても、引用商標が必要者間で原告の提供役務を表示する商標として周知であったとは認められない以上、商標法4条1項19号に違反して登録されたといえないとする審決が支持された	平15(行ケ)369号 平16. 5. 31	3-4	周知性判断と商標自体の使用主体(当該業務の法的主体)
	4①-11, 4①-15	語頭音及び語頭文字において、引用各商標と差異を有する本件商標は、引用各商標とは類似しないものであるから、その登録を無効とすることはできない、とした審決が維持された	平16(行ケ)113号 平16. 11. 25	7-5	商標の類似, 出所の誤認混同
	4①-7	本願商標は、出願に至る経緯に照らし、長年行ってきた「秘書士」の称号認定が秘書教育分野の需要者間では「秘書技能検定」と並んで周知であり、また、両語が誤認を生ずるほど類似しないから、本願商標を指定役務に使用しても需要者等をして、他に国家資格等が存するかの如く誤信せしめるとはいえないとして、審決が取り消された	平16(行ケ)206号 平16. 9. 30	8-6	民間資格と出願経緯, 公的資格との誤認と誤信
	4①-11	拒絶審決に対する審決取消訴訟において、請求が棄却された	平16(行ケ)318号 平16. 12. 22	8-7	欧文字, モチーフ, 図案化
	4①-15	本件商標と引用商標の類似性および引用商標の周知著名性から、両商標にかかる商品間に混同を生ずるおそれがあると認められた	平17(行ケ)10230号 平17. 4. 13	12-4	商標の類似性・周知著名性, 取引の実情
そ の 他	51①	商標法第51条第1項の規定に該当すると認定した審決が取り消された	平15(行ケ)181号 平15. 11. 28	1-9	登録商標の不正使用, 故意の使用, 出所の混同
	50①	商標法50条に規定する通常使用権者等による当該商標の使用の事実が認められないとした審決が取り消された	平16(行ケ)67号 平16. 6. 30	3-8	通常使用権者による商標の使用, 口頭による使用許諾, 商標の同一性
	準用する 特135, 商3①	旧商標法56条で準用する特許法135条の解釈運用を誤ったとして、「請求却下」の審決が取消された	平15(行ケ)465号 平16. 5. 18	1-38	POLO, 無効理由の根拠となる条文, 不適法な審判請求で補正できないもの

不正競争防止法

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
侵 害	2①-1, 12①-3	「商品等表示」として周知性を獲得した原告各標章と同一又は類似の被告各標章の使用が不正競争行為と認定され、被告各標章の使用差止等及び損害賠償が認容された	平10(ワ)16262号 平15. 12. 26	1-15	不正競争行為の成立要件, 先使用の抗弁
	2①-1・12, 商20①, 21①	同一商号「自由軒」の二社が洋食店の営業に関して全国的に周知な商品等表示「自由軒」に対して争ったが、商号「自由軒」及び商品等表示「自由軒」について、第1事件原告の使用が禁止された	平15(ワ)7208号 (第1事件) 平15(ワ)07993号 (第2事件) 平16. 2. 19	1-20	洋食店の営業, レトルト食品等の販売, 自由軒, 商号, 商品等表示, ドメイン名
	2①-1, 民709・719	Xの役務を示す商品等表示でないといえなかった事件	平16(ネ)833号 平16. 5. 27	1-39	自己の役務を示す商品等表示

侵害		2①-1, 3①, 3②	製品の形態が不正競争防止法上の商品等表示にあたるとして、類似する形態を有する製品の製造、販売等の差止および商品の廃棄請求が認められた	平15(ワ)29376号 平16. 7. 28	2-19	不正競争防止法, 形態, 商品等表示, 周知
		2①-1, 法例11①, 民709, 商266の3	工作機械の刃物固定工具(ミーリングチャック)を製造販売する原告が、類似品を販売・輸出入する被告の行為を不正競争行為(混同惹起行為)として、あるいは不法行為として損害賠償を請求し、前者については認容されなかったが、後者については認容された	平15年(ワ)7126号 平16. 11. 9	7-3	商品形態, 商品等表示, 周知性, 誤認混同, 技術的機能, 準拠法, 不法行為, 品質, 模倣, 周知著名性
		2①-1	被告による商号及び営業表示の使用が、原告の周知の商品表示等と類似し、原告の商品・営業と混同するものとして不正競争行為とされた	平16(ワ)13859号 平16. 11. 29	8-3	商号, 営業表示, 商品表示等, 不正競争行為
		15①, 2①-1・2	被控訴人ゲームは、トラキアの翻案に該当しないとされた。周知商品等表示である原告標章と類似する、被告標章を使用する被告の行為は、不正競争防止法2条1項1号に該当するとして、同法4条に基づき、損害賠償請求を認容した	平14(ネ)6311号 平16. 11. 24	12-3	著作権, 翻案, 不正競争行為, 他人, 周知
		2①-1, 3・4	被告らによる「アザレ」等の表示の付された被告製品を販売する行為が不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当するものと認められた	平13(ワ)21187号 平16. 3. 11	2-6	不正競争行為, 周知, 商品の混同, 営業利益
		2①1・2	周知又は著名商品等表示である原告標章と類似する、被告標章を使用する被告の行為は、不正競争防止法2条1項1号又は同2号に該当するとして、同法3条, 4条に基づき、被告標章の使用差止め及び損害賠償請求を認容した	平15(ワ)27434号 平16. 7. 2	3-9	不正競争行為, 商品等表示, 需要者の混同, 損害額
		2①-14, 4, 7, 特70	被告が、原告の取引先に、被告補助参加人が保有する本件実用新案権を侵害すると告げた行為は、原告製品が本件実用新案権の技術的範囲に属しないため、虚偽の内容の告知であり、不正競争行為に該当するとして損害賠償請求が認容された	平12(ワ)25382号 平15. 11. 28	1-8	不正競争行為, 虚偽の事実, 技術的範囲, 謝罪広告
非侵害	不正競争行為関連	2①-3	被告製品は原告製品の形態を「模倣した商品」とする原告の主張に対して、原告は原告商品の開発主体でないから、不正競争防止法2条1項3号の請求主体となり得ないとする被告の主張が認められた	平13(ワ)26431号 平16. 2. 24	1-23	不正競争防止法2条1項3号に基づく請求の主体, 形態模倣
		2①14, 特29②, 101-2・4	本件特許権「情報処理装置及び情報処理方法」に基づく差止請求が、「?」ボタン等は「アイコン」に該当しないことを理由に不適法として却下された	平15(ワ)18830号, 平15(ワ)24798号 平16. 8. 31	3-10	アイコン, 差止請求不存在確認請求, 差止請求, 営業誹謗, 間接侵害, 権利濫用, 競業関係, 本訴, 反訴
		2①-13・14	被告が配布した文書(人材評価用の企業向け適性テスト)は不正競争防止法上の品質誤認表示及び虚偽表示に該当するとして、被告に対し右文書の配布禁止・廃棄, 謝罪広告の掲載及び1億円の損害賠償を求めた原告の主張が斥けられた	平15(ワ)25495号 平17. 1. 20	6-4	品質誤認表示, 虚偽事実
		2①-1, 民709, 著12①	原告製品について、その商品形態および商品名の周知性ならびに被告製品の商品形態および商品名との類似等が認められなかった	平15(ワ)12778号 平17. 2. 8	10-2	商品形態および商品名の周知性・類否, イラスト・取扱説明書の著作物性
		2①-14, 民709・715, 消費者契約3, 特定商取引6①等, 独占禁止	控訴人従業員が、被控訴人の講習システムに問題がある旨の内容を記載したチラシを受験生に配布したことから、被控訴人が信用を毀損されたとして損害賠償を請求した。原審は、不正競争防止法2条1項14号(併せて不法行為にも該当)により被控訴人の損害賠償を認容したのに対し、控訴人が控訴、被控訴人が附帯控訴したのが本事件である。裁判所は、控訴人の本件控訴及び被控訴人の本件附帯控訴をいずれも棄却した	平16(ネ)3178号等 平16. 11. 29	10-4	不正競争行為, 不法行為, 抱き合わせ商法, チラシの配布, 営業妨害, 特定の「他人」, 営業上の信用・名誉, 虚偽の事実

著作権法

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
侵害	2①, 23, 30①, 49, プロバイダ責任3①, 民709	被告の電子ファイル交換サービス（ファイルログ）が、本件各管理著作物について原告の有する著作権を侵害すると認められた	平14年(ワ)4237号 平15. 12. 17	1-11	複製権, 自動公衆送信権, 公衆送信可能化権, 私的使用, 不法行為
	27, 28, 61, 旧著2	大衆歌謡として著名な楽曲の旋律とほぼ同一の楽曲を創作させ、アルバムを製作・販売した行為が、編曲権の侵害に相当するとされた	平13(ワ)3851号 平15. 12. 19	1-12	二重起訴, 著作権信託契約, 編曲権
	27, 28, 61②	原曲の著作権を侵害する歌曲について、管理著作物として利用許諾をした管理事業者の損害賠償責任が認められた	平15(ワ)8356号 平15. 12. 26	1-14	二次的著作物 編曲権 管理事業者の注意義務
	著2①, 21, 112, 114, 114の4・5	被告は、原告の有するパーソナルコンピュータ用フォントのプログラムの著作権を侵害している、と認定され、差し止め請求、損害賠償請求が認められた	平15(ワ)2552号 平16. 5. 13	1-37	複製権, プログラム, 海賊版, 損害賠償, 代表者の連帯責任
	114②, 民709, 商266の3①, 民訴63	パッケージソフトの違法複製により生じた損害は、正規品の事後購入により填補されないとし、法人と代表取締役に対して、連帯して標準小売価格相当額の損害賠償を命じた民訴63	平14(ワ)8848号 平15. 10. 23	2-1	プログラム, 著作権, 損害賠償, 2倍賠償, 損害の填補, 取締役の責任, 不熱心訴訟追行
	19, 20, 21, 23	被告放送のテレビ番組の中で、原告に無断で、原告撮影の写真を使用することは、原告の著作権および著作者人格権を侵害すると判断された	平15(ワ)11889号 平16. 6. 11	2-2	著作権及び著作者人格権侵害 公衆送信 謝罪広告
	2①-8, 9号の2③, 16, 23①, 63①, ④, 92②-1, 95⑤, 95の3④, 商522, 民訴49	同時再送信における著作物使用に関する契約に基づく使用料の支払を求めた事案であって、一部容認一部棄却された	平13(ワ)8592号, 同14(ワ)4002号, 同15(ワ)28981号 平16. 5. 21	2-9	著作物の使用契約, 著作権法, 著作隣接権, 信義則違反, 消滅時効, 権利濫用
	15①, 19条③	フリーカメラマンに撮影させた広告用写真についての著作権の帰属、利用許諾の範囲、広告主の注意責任の有無が確認された	平15(ワ)2886号 平17. 1. 17	10-3	職務著作, 黙示の譲渡, 黙示の許諾, 氏名表示権, 過失責任, 写真, フィルム
	15①, 16, 29①, 63②	往年のロックバンドの解散コンサートを題材とする映画の著作物(本件作品)を再編集したDVDの頒布の差し止め請求等が一部認容された	平15(ワ)3184号 平17. 3. 15	11-3	映画の著作物, 職務著作, 複製権, 翻案権, 同一性保持権, 氏名表示権, 許諾, 媒体
非侵害	2①, 20, 21, 27	原告イラストの著作物性を認定し、被告イラストは原告の著作権及び著作者人格権を侵害すると認め、損害賠償の請求を認容したが、謝罪広告の請求は棄却された	平14(ワ)23479号 平15. 11. 12	1-2	著作物性, 複製権, 翻案権, 同一性保持権, 消滅時効
	2①-1, 10②	YOL 記事で記載された事実を抜きだして記述したものと解すべきであるとして、ニュース記事の見出しの著作物性が否定された	平14(ワ)28035号 平16. 3. 24	1-29	著作物性 言語の著作物題号
	15①	雇用関係が明確に認められない場合に法人等と著作物を作成した者との関係における具体的事情を総合的に判断して職務著作の成立を肯定した	平15(ネ)2088号 著作権使用差止請求控訴事件 原審・平9(ワ)5200号 平16. 1. 30	2-7	職務著作・法人著作
	2①-1, 10の2, 21, 27, 民709	原告著作物であるプログラムのライセンス契約について、ロイヤリティ算定の基礎とすべき対価は被告製品の定価であるとされた一方、被告の応用ソフトウェア製品について著作権の侵害は否定された	平14(ワ)23838号 (損害賠償請求事件) 平15(ワ)27135号 (不当利得返還請求反訴事件) 平16. 9. 29	2-22	ライセンス契約, プログラム著作物, ソフトウェア使用権の対価, 著作権侵害

非 侵 害	28	第一次訴訟における訴訟物と本件訴訟における訴訟物とは異なるものの、本件訴訟は実質的には第一次訴訟の蒸し返しであるし、原告が、第一次訴訟において可能であった請求を、第一次訴訟の判決確定後、訴訟物が異なることのみを根拠として、本件訴訟を提起して第一次訴訟とほぼ同様の請求を行うことは、信義則に反し、禁反言の法理からしても不当である	平16(ネ)1797号 原審大地 平15(ワ)6255号 第1次訴訟(第一審)東地 平10年(ワ)13236号 (控訴審)東高 平11(ネ)6345号 (上告)棄却 平17. 2. 15	9-4	二次的著作物の著作権 訴訟上の信義則(禁反言)
-------	----	---	---	-----	----------------------------

そ の 他

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
そ の 他	仮登記担保契約に関する法律1・2・3	特許権及び特許を受ける権利について、譲渡担保権を設定した場合における同権利の行使とその清算義務、権利移転の時期	平15(ワ)20843号 平16. 7. 28	2-18	特許権, 特許を受ける権利, 譲渡担保, 移転登録
	民709	被告の義務違反によってコーヒードリッパーの金型製造契約の不成立の結果を招いたから、被告には契約締結上の過失があり、原告が被った損害を賠償する義務があるとして原告の請求が一部認容された	平16(ワ)6266号 平17. 1. 27	5-7	契約締結上の過失, 不法行為, 二重起訴, 訴訟上の信義則

From Editors

編 集 後 記

今月は、特に特集は組みませんでした。東大インタビューなど興味深い記事が掲載できたのではないかと思います。本号の発行をもって我々1班の編集作業は終了です。1班の先生方、事務局の皆さん、1年間お疲れさまでした。(うみ)

定期刊行物を滞りなく発行することが如何に大変であるかをパテント編集委員となり改めて感じた次第です。編集会議での企画検討作業も、より充実した誌面を提供できるようにと、発行スケジュールから見ればかなりの時間を過ごしてしまうこともありました。

ともあれ、執筆者各位の成果によってパテント誌がつけられていることを身近に実感できたことはとても貴重な経験であります。末筆ながらご多忙のなか本号に寄稿いただいた各位に御礼申し上げます。(M. S)

今回は、敢えて特集を設けませんでした。興味深いインタビュー、原稿等を載せることができたと思います。今回インタビューした東大知財バイオコースに限らず、今まで取得の難しかった学位、資格等を取れる機会が、今後増えると思います。しかしながら、単に学位を取得する目的ではなく、真に学問を学びに行く姿勢で望んでほしいと思います。(O. R)

パテント誌掲載の記事は、本委員会での採決によって原稿が選別されます。依頼原稿と自主投稿があり、それらを精査しています。この作業はある程度の時間がとられるものですが、タイムリーな情報をいち早く得ることができるというメリットもあります。パテント誌発行前に得た情報が仕事上で役にたったこともあるくらいです。ここに本委員会のやり甲斐があるのかもしれない。(K)

次号予告 [2006年4月号]

特集<<ソフトウェア>>

「4月号のパテントは、「ソフトウェア特集」です。話題のトピックを様々な視点から専門家の皆様にご執筆いただき、読者の皆様へお届けいたします。ご期待ください。」